

日本における限界税率の課税所得弾力性：1994年から2004年までの全国消費実態調査の個票データによる分析

要旨

アメリカを初めとする諸外国では、課税所得の限界税率の変化に対する反応である課税所得弾力性に関して多くの研究が蓄積されつつある。時系列データによる課税所得と限界税率の関係の考察から始まり、近年ではパネルデータを用いて限界税率に反応する所得階層の高いグループを処置グループとしたプログラム評価分析が主流となっている。一方、日本では限界税率の課税所得弾力性の研究は、ほとんど行われていない。八塩(2005)は日本で弾力性を推計した先駆的な研究だが、所得階層別の集計データによる分析であり、諸外国の研究で用いられているような個票データによる研究はまだ行われていない。

そこで、本稿では1994年、1999年、2004年の全国消費実態調査の個票データを用いて、日本における課税所得弾力性の推計を試みる。最初に全国消費実態調査の個票データを用い、世帯の人数や年齢、世帯員の所得や職業分類などに基づいて、各世帯の所得額を計算する。計算された所得額から控除分を差し引いて課税所得、所得税額を計算し、住民税の税負担額と合算して所得税・住民税負担額を計算する。一方、所得が一定割合増加した場合の所得税・住民税負担額も計算し、税負担額の増加分を所得の増加分で除することによって各世帯が直面する限界税率を計算する。

計算された限界税率と課税所得に影響を与えるその他の変数を説明変数、課税所得弾力性を従属変数とした2段階操作変数法により限界税率の課税所得弾力性を推計する。ただし、税率がゼロのときの課税所得額が限界税率と相関することから、所得税改正以降の限界税率変更の影響を受けるグループ、つまり処置グループで1を取るダミー変数を操作変数として推計を行う。また、諸外国の研究では所得の上位1%を、限界税率変更の影響を受けやすいことから、処置グループ、それ以外の上位9%、或いは上位49%を比較グループとすることが多いが、日本では所得の種類等によっても税改正の影響が異なることから、本稿では諸外国における既存の研究にとらわれずに処置グループとコントロールグループを設定して分析を行った。

推計により、次のような結果が得られた。まず、給与所得者と事業等所得者では、減税の効果が大きく異なるし、限界税率の変更に伴う課税所得弾力性も大きく異なる。また、既存の研究では1マイナス限界税率で定義された「純税率」の係数は正であるが、本稿の推計では所得階層によってはマイナスとなることも多い。本稿では全国消費実態調査の個票を用いることから、繰り返しクロスセクション分析を行ったが、Feldstein(1995)が指摘するように、繰り返しクロスセクション分析では課税所得弾力性を正確に推計することは難しく、そのために正確な推計が行えていない可能性も考えられる。したがって、こうした問題を解決するための分析方法を考察する必要があるだろう。